

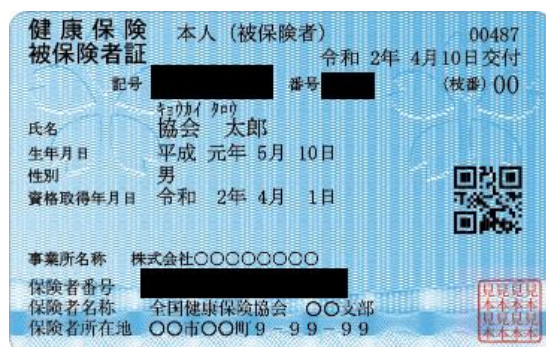
令和3年2月

健康保険証（写）添付時のマスクングについて

健康保険法等の改正に伴い、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下、「被保険者等記号・番号等」という）の告知を求めることを禁止する規定が設けられました。

そのため、現場代理人及び主任技術者等専任（変更）通知書の提出時や総合評価方式の入札参加の際に、雇用関係を証明する書類として健康保険証の写しを添付する場合は、被保険者等記号・番号等が見えないようにして提出してください。

見本



※ 保険者番号及び被保険者等記号・番号の3箇所を見えないようマスクングしてください。また、事業所名称は見えるように残しておいてください。